

岩出山地域福祉事業所「みんなの居場所 いわでやま」
地域密着型通所介護(介護予防通所介護)事業所・運営規程

(事業の目的)

第1条 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団が開設する「岩出山地域福祉事業所 みんなの居場所 いわでやま」(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護(指定介護予防通所介護)の事業(以下、「事業」という。)は、事業所の職員が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護(介護予防通所介護)を提供することを目的とする。この運営規程は、事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持(介護予防にあっては改善、及び要介護状態の予防)、並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
岩出山地域福祉事業所「みんなの居場所 いわでやま」

2 所在地 宮城県大崎市岩出山下野目字沖ノ井 85

3 電話番号 0229-25-9984 FAX (25-9985)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名
管理者は、事業所での従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。

2 生活相談員 1名以上
生活相談員は、生活の相談及び、通所介護計画のとりまとめを行う。

3 介護職員 1名以上

介護職員は、介護の提供に当る。

- 4 看護師（准看護師） 1名（常勤以外で機能訓練指導員と兼務）
看護師（准看護師）は、日常生活を営むのに必要な体調確認に当たる。
- 5 機能訓練指導員 1名（常勤以外で、看護業務と兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練の提供に当る。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月・火・木・金・土曜日及び祝日とする
但し、12月30日から1月3日までを除くものとする。
- 2 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 サービス提供時間：午前9時15分から午後4時30分まで
- 4 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。
但し、通常営業時間前後に2時間までの延長サービスを行う。

（通所介護の提供方法、内容及び利用料など）

第6条 地域密着型通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
(2) 個別機能訓練
(3) 介護サービス（移動や排泄の介護、見守り等）
(4) 健康状態の確認
(5) 送迎
(6) 入浴
(7) 若年性認知症利用者受入
- 2 介護予防通所介護（第1号通所事業：通所介護）の内容は、次のとおりとする。
(1) 生活指導（相談援助等）
(2) 個別機能訓練
(3) 介護サービス（見守り等）
(4) 健康状態の確認
(5) 送迎
(6) 入浴
(7) 若年性認知症利用者受入
(8) 生活機能向上グループ活動
- 3 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は、2割の額とする。
- 4 事業者は、前3項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 食 費 600 円
 - (2) 活動費 100 円
- 5 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の交通費は、その実費を、通常事業の実施地域を越えた地点から、おおよそ片道 1km につき 15 円で計算して実費徴収する。
- 6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は 9 人とする。(但し、地域密着型通所介護及び介護予防指定通所介護の提供と同時に受ける利用者の数とする)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大崎管内（岩出山、鳴子、古川地域）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受ける為の権利・機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、事業者は賠償を減じができるものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関する具体的計画を別途定める。又、非常災害に備えるために避難・誘導・救出その他必要な訓練を定期的に行う。

(苦情処理)

第13条 指定地域密着型通所介護（指定予防通所介護）の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携)

第15条 管理者はサービスの提供にあたって、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、大崎市の職員又は、区域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見する者等により構成される運営推進会議を設置し、活動状

況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴き、サービス内容の改善に資さなければならない。

- 2 前項の運営推進会議については、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催する。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護（指定予防通所事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の質的向上を図るための研修を設ける。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 採用時研修 | 採用後 1 ヶ月以内 |
| (2) 継続研修 | 年 2 回 |
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
 - 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、労働者協同組合ワーカースコープ・センター事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

令和 5 年 4 月 1 日 法人名称 改定

この規定は、一部変更し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。